

# 在宅医療に必要な連携を担う 拠点の整備に向けたシンポジウム

常任理事 涌波 淳子



## 令和7年度在宅医療介護連携支援事業 在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備に向けた シンポジウム

日 時：令和7年7月30日（水）19:00～21:00  
場 所：沖縄県医師会館 3階ホール  
対 象：地区医師会、市町村、医療・介護関係職  
形 式：ハイブリット開催

司会：沖縄県医師会理事 仲村尚司

### 1. 開 会

### 2. 講 演

座長：沖縄県医師会常任理事 涌波淳子

①「在宅医療に必要な連携を担う拠点について」  
沖縄県 保健医療介護部 地域包括ケア推進課  
高嶺公子課長

②「在宅医療・介護連携推進に必要な拠点事業マネジメントの要点」  
飯塚病院 経営管理部 地域共創・広報戦略課  
小栗和美課長

令和7年7月30日に令和7年度在宅医療介護連携支援事業「在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備に向けたシンポジウム」を開催した。

「在宅医療に必要な連携を担う拠点（以下拠点）」とは、今後、地域包括ケアシステムを構築するにあたり、高齢者を中心とする「在宅医療・介護連携推進事業」と一部オーバーラップをしながら、①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取りの機能を確保するために病院、診療所、訪問看護ステーション等の医療機関等が包括的かつ継続的な取組みを行えるような連携づくりの支援をメインとする事業で、その対象者としては高齢者のみならず、医療的ケア児や障がい者を含んでいる。今年度の県医師会事業「在宅医療介護連携支援事業」の一つの柱として、この拠点づくりのサポートをあげている。介護保険を財源とする「在宅医療介護連携推進事業」の実施主体は市町村であるが、宮古、八重山地区を除いてこの事業は各地区医師会が委託を受けている。同様に、今回の

## 3. ディスカッション

「沖縄県内各地域の現状と課題について」

北部地区医師会副会長

在宅医療・介護連携統括アドバイザー 山田 譲先生

中部地区医師会副会長 末永正機先生

那覇市医師会理事

在宅医療・介護連携統括アドバイザー 嘉数 朗先生

南部地区医師会理事

在宅医療・介護連携統括アドバイザー 當山真人先生

飯塚病院 地域共創・広報戦略課 小栗和美課長

沖縄県 保健医療介護部 地域包括ケア推進課

高嶺公子課長

## 4. 閉会

「拠点事業」についても、第8次医療計画上、各地区医師会が担うこととなっており、今後ますます在宅医療・介護連携へのニーズが高まる中、重要な事業だと思う。

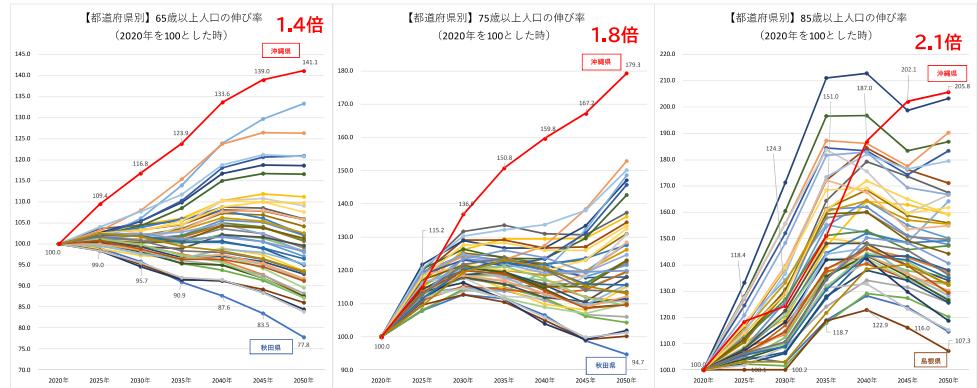
今回のシンポジウムでは、はじめに沖縄県地域包括ケア推進課の高嶺課長よりその概要について説明があり、その後、国内で先進的に取り組んでこられた福岡県の飯塚医師会のコーディネーターである飯塚病院経営管理部地域共創・広報戦略課小栗和美課長に拠点事業のマネジメントの実際についてご講演をいただいた。その

後、本島内の各地区医師会から現状などについて報告していただき、総合討論を行った。参加者は現地61名、WEB参加59名の計120名であった。

沖縄県の高齢化率は本土と比較すると約10年遅れだと言われてきたが、戦後80年となり、戦後世代が高齢化を迎え、その高齢化の伸び率は全国一高く、これからは急激なスピードで後期高齢者が増えると思われる。その波を受け止めながら、県民が「住み慣れた地域で必要な医療や介護を受けながら人生の最期まで自分らしく暮らし続けられる」社会を作っていく事が求められている。限りある医療資源、介護資源が上手に連携し、最大限の力を発揮して、点と点がつながって線となり、線が重なり合って面となって地域住民が安心できるネットワークを作っていくことが、この拠点づくりなのではないかと思う。一足飛びにはできないが、「できない。難しい。」と言っていても高齢化はどんどん進んでしまって、ここは腹をくくって、各地区医師会、県医師会、県、市町村、各医療機関が一緒になって進めていきたい。とはいって、地域によって医療資源も介護資源も意識も異なるため、地区ごとにそれぞれでチームを作って検討していただきたい。小栗課長から

## 沖縄県の高齢化に関する現状

- 沖縄県の全国一高い伸び率で高齢者人口が継続して増加
- 特に、要介護認定の割合が上昇する75歳以上人口の伸び率が突出して増加



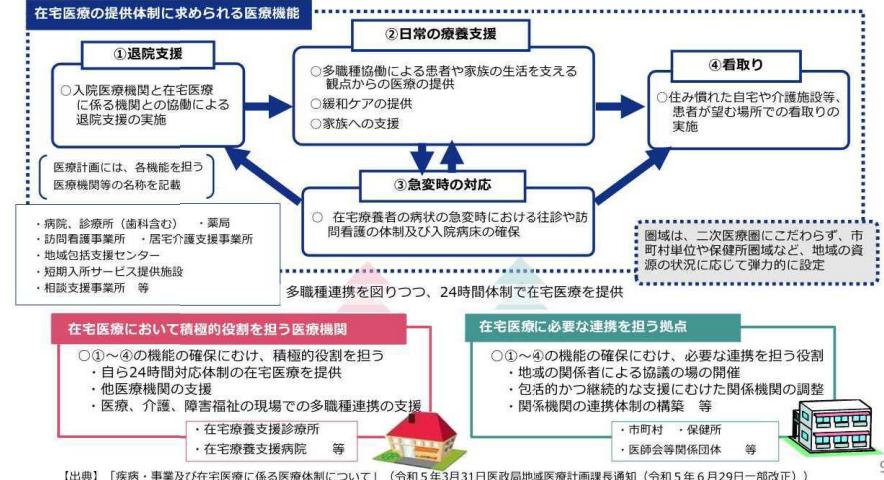
の話のポイントは、①みんなが納得する目標、目的、②その共有化、③やる気になる仕掛けづくり、であると考える。小栗課長は「ここまで来るのに10年かった」と話されていた。沖

縄県も今年度から第一歩を踏み出していく。県医師会としては、コーディネーターの育成や相談、アドバイザーと協力をしつつ、県行政との調整を行っていく予定である。

## 在宅医療の体制について

○ 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載するものとされている。国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

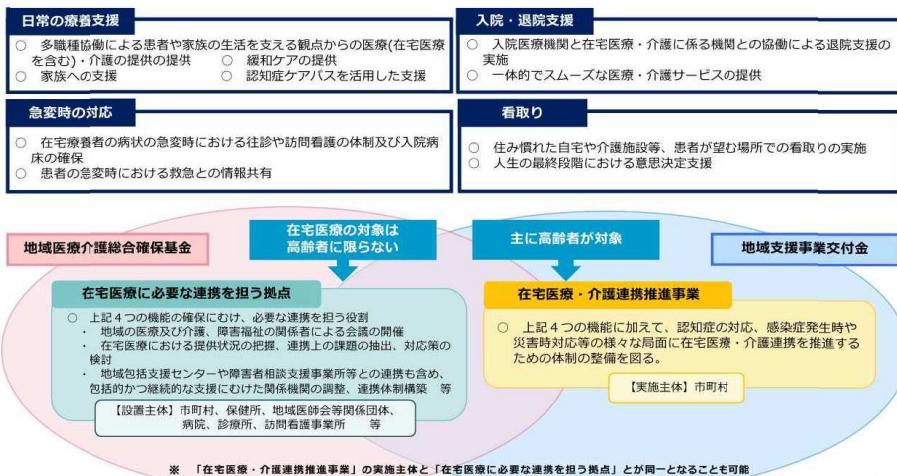
～「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ～



10

## 在宅医療連携拠点と在宅医療・介護連携推進事業の関わり

➤ 第8次医療計画に向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、「在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には「市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である」と記載されている。



14

出典:厚生労働省「在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用について」

## 令和7年度在宅医療介護連携支援事業

### 在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備に向けたシンポジウム資料

#### 講演

- ①「在宅医療に必要な連携を担う拠点について」
  - ②「在宅医療・介護連携推進に必要な拠点事業マネジメントの要点」
- 発表資料についてはQRコードよりご参照下さい。

